

第2回四国中央市住宅マスタープラン委員会概要

1. 会議名 第2回四国中央市住宅マスタープラン委員会
2. 日時 平成29年12月25日(月)午後1時30分～午後3時
3. 会場 四国中央市本庁4階西会議室
4. 出席者 委員9名(木村真理、星川光代、曾我部清、三宅繁博、尾藤淳一、長尾昇、一柳初太郎、高橋英明、福田裕史)
篠原実市長
事務局(建築住宅課:石村課長、藤田、鈴木、久保)
5. 傍聴者 報道関係者1名

協議事項等

1. 会議次第

- (1) 開会
- (2) 市長あいさつ
- (3) 委嘱状交付
- (4) 議事
 1. 四国中央市の課題について
 2. 住宅施策の方向性、展開方向
 3. 施策体系および住宅施策について
- (5) その他

2. 議事概要

- (1) 議事: 四国中央市の課題について (事務局から説明)

[質疑]

委員: 文字が小さい。26頁の図については、大きく調整してほしい。

事務局: 文字が見やすいよう調整したい。

委員: 27頁に示すバリアフリー化の促進については、どのように促進していくのか。

事務局: 後の議題で議論を行う。

- (2) 議事: 住宅施策の方向性、展開方向について (事務局から説明)

委員: バリアフリー化の促進について、どのように促進していくのか。

事務局: 次の議題の時にも触れるが、26頁、27頁のバリアフリー化の促進の取り組みで、住宅リフォームの相談体制・窓口の充実化を図って行きたい。

支援等については26頁表の参考部分のようになる。

バリアフリー化に向けた改修の取り組みについては、当課での相談体制を充実したいと考えている。

- (3) 議事: 施策体系および住宅施策について (事務局から説明)

委員: 住宅施策体系の中で、子育て世帯が生活しやすいという部分はどれに該当するか。また、最後の頁に居住支援協議会と居住推進協議会とあるが、どういうことか。

事務局：住宅の確保に特に配慮を要する者を「住宅確保要配慮者」と定義付けされている。その中には子育て世帯も含まれており、市営住宅の入居環境整備を図るなどして、子育て世帯が生活しやすい環境を提供していきたい。

委員ご指摘の件は、誤表記であるため、「居住支援協議会」に修正する。

委員：「安全で質の高い住環境の整備」で、コンパクトシティの形成と謳いながら、「集落環境の維持」で周辺集落環境も維持するというのは相反することのように思える。方向性としては各方面に配慮した言葉なのかとも思えるが住宅マスタープランをつくる上で、内容がぼやけていくのではないか。

当市は工業地帯を抱えているので、住工分離に関しても方向性を謳ったほうが良いのではないか。

事務局：コンパクトシティと集落機能の維持は相反するが、マスタープランについては当市の全体のことを考えて行かなければならない。人口減少が将来的に見えている中で、どう維持していくかということを考えていくと、最初のコンパクトシティということで、規模は縮小していかなければならない。

周りを切り捨てるのではなく、イメージとしては小さい中でも集約していき、複数で集落を維持していくといった方向性を考えている。

マスタープランでバラ色に解決することではなく、方向性を示すことであるため、立地適正化計画における個別の展開については、担当課で検討することになる。

委員：極端なことを言いにくいかもしれないが、2050年、2060年には日本の人口が5千万人という統計もあり、あまり夢がある総花的なプランというのではなく、もっと斬新に、将来的に突き詰めた形で考えたものを計画に落とし込んだ方が良いのではないかと考えた。

事務局：そのことは認識した上で、コンパクトシティは国の方針で当市もその方向に固めて行かなければならないが、「集落機能の維持」については、具体的に新宮地域が過疎地域となる。この部分を視野に入れる以上は集落機能の維持ということで新宮地域以外でも住み続けたいという住民の方もおられるケースもあるので、端的にコンパクトシティの考えで周辺はあまり考えないということではない。

広い視野で住宅マスタープランを見ていただきたい。

委員：コンパクトシティを目指すのであれば、本来の目的というのは年老いた方や小さな子どもを抱えている家庭でも暮らしやすいように、集約したところで作っていくということだと思う。周辺の集落にどうしても残りたいという人についてはそういったサービスは享受できないということは理解してもらわないといけないかと思う。

事務局：サービスのなものが行き届かないということが出て来ることについて住宅マスタープラン上は問題視しないといけないと考える。

住工分離については、御存知の通り、一つは埋め立て事業、埋立地に工業を立地させ、11号線より南側については住宅地という政策がとられている。そういった部分の計画をここに謳いこんだらどうかということだが、こういった政策は各方面で進めていただくので、今回ここには省かせて頂いた。入れ込みは検討する。

委員：5ページの都市づくりの目標の中に地域道路網の整備の項目はあるが家のことばかりで、道路整備は重要であり、都市計画や災害対策にも欠かせないのではないか。

事務局：都市計画マスタープランの中の都市づくりの目標の中の文言だが、当市の都市計画

の中で設けられており、この場で事務局から詳細はお答えできない。

内容については都市計画課の担当に伝え、次回の開催までには委員さんにご説明する形でさせていただきたい。

委員：市営住宅のストック需要を見極めてとあるが、需要はどうなるのか。

事務局：15 頁から 19 頁の公営住宅需要量の推計を見て頂きたい。

(公営住宅需要量について事務局から説明が行われた)

委員：要支援世帯の基準だが、要支援世帯をどのような基準で決めているのか。

事務局：国で基準が決められている。収入では全世帯の収入の下位から 25%にあたる世帯で、条例によると月収が 15.8 万円以下と、高齢者・子育て・障がい者がいる世帯に関しては下位から 40%にあたる裁量階層世帯で月収 21.4 万円以下の世帯という形で決まっている。

委員：単に収入と条件で決まっているということか。

事務局：そのとおりだと考えてもらえたら良い。

委員：最近の若い方は住むところが良いところで、収入が足りないという人も多いのでその辺が気になった。

事務局：公営住宅の入居は、収入基準で判断することとなる。入居当初は基準以下であっても収入基準を越えた場合などは、住み替えをお願いする形となる。

委員：例えば、家賃を上げる等のこともあるのか。

事務局：家賃は収入によって 8 段階に分けられおり、収入によってその負担も変わる。

委員：当市は公営住宅が多く、福祉に非常に力を入れているということであるが、それだけ低所得者が多いということか。

事務局：合併前の旧市町村においては、生活困窮者の居住安定確保の為に公営住宅を増やしてきた経緯があるが、現在は低所得者数をカバーできる戸数以上を保有している。

委員：結果的には公営住宅は減った方がいいと思う、家を建てるなりマンションを購入するなりで、市の負担も減ってくるかと思う。

産業を活性化し、所得の向上を図り、暮らし豊かな住宅に住んでもらうという形をとるべきかと思う。

委員：住宅マスタープランは安全に安心して生活するためという目標は勿論だと思う。

文面的には「図ります」という文章的なものは良いかと思う。

前回の住宅マスタープランは、よく言えばシンプルで悪く言えばすごく殺風景なものだった。四国中央市が作成したというようなイメージのものを表紙とする、間にイラストを入れる、文字の指摘があったが単に貼り付けたりせずに配慮するなど、出来る限り市民にとって見やすいものわかり易いものとして欲しい。

事務局：見易さ等については対応します。

5. その他について

事務局：この委員会で指摘のあった文言等修正をし、2 月にタウンコメントを実施する。

その結果を踏まえた上で、第 3 回委員会を開催したい。

委員長：非常に忙しい時期になるかと思うがよろしくお願ひしたい。

以上 閉会